

議事の運営について(案)

令和3年6月2日

内閣官房IT総合戦略室

デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会(以下、「本委員会」とする。)の公開については、以下のとおりとする。

1. 本検討会における審議において、その性格上、特定の企業等に係る事例に言及する可能性があるため、原則として議事は非公開とする。ただし、個別の情報に言及される可能性が低いとあらかじめ見込まれる等の場合には、事務局が座長と相談して、対応を決定する。
2. 配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
3. 座長が特に必要と認める場合には、委員以外の出席を求めることができる。ただし、非公開情報に基づく議論を行う場合は、委員以外の者の出席を認めないこととする。
4. 本検討会の開催日程については、事前に周知を図るものとする。
5. この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。